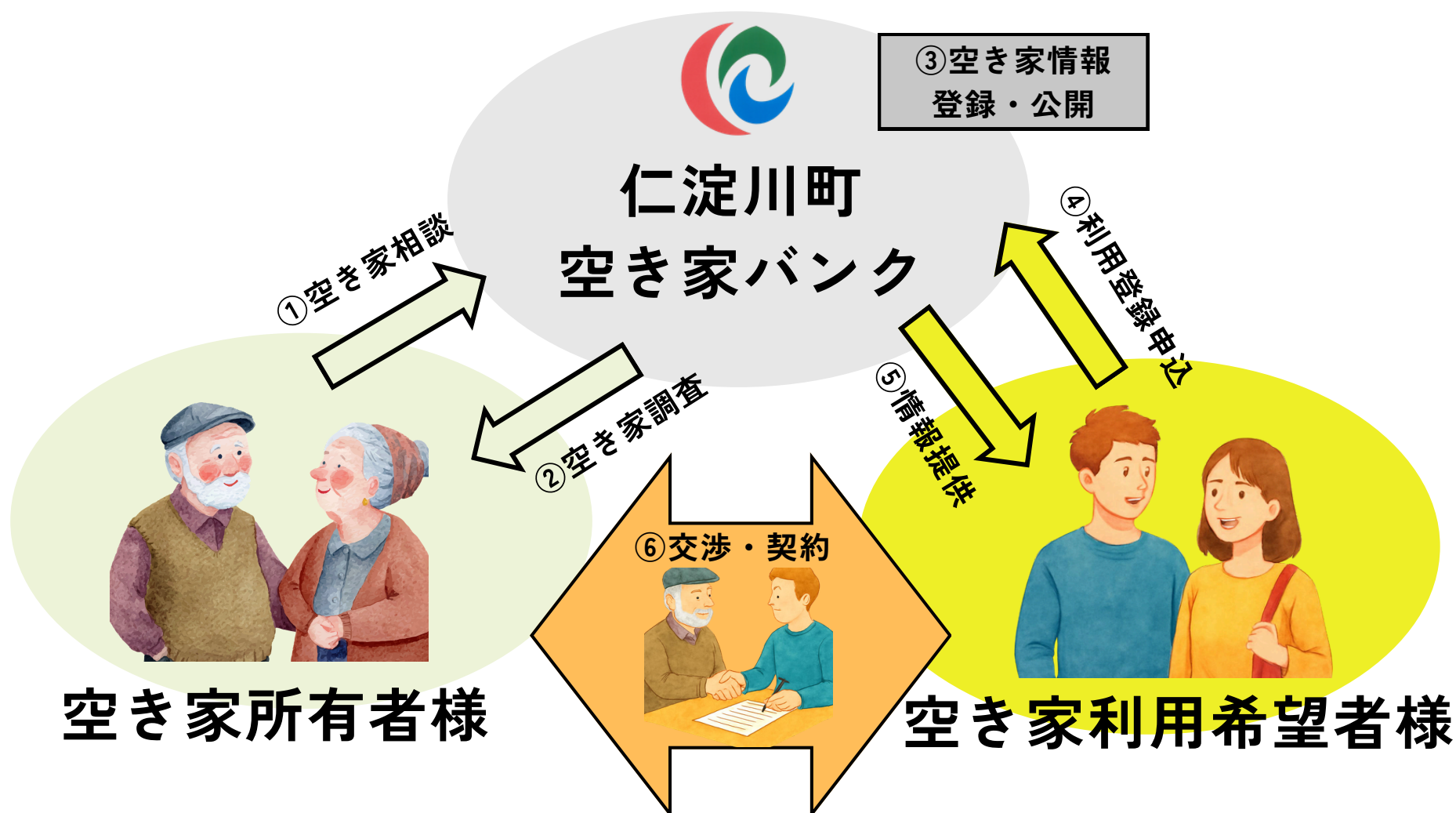


仁淀川町空き家バンク利用 登録の流れと注意事項

仁淀川町空き家バンクは、町内の空き家を「貸したい・売りたい所有者」と「住まい・活動拠点を探している方」をつなぐ制度です。町は空き家情報の紹介を行います。不動産の仲介は行いません。契約や条件交渉は、利用希望者様と所有者様で直接お願いします。



- ・掲載情報は所有者様との協議の上作成しております。ただ実際の状況と異なる場合がありますので、必ず現地で確認してください。
- ・内覧は事前予約が必要です。事前連絡なしに現地へ行くことはお控えください。
- ・町は不動産の仲介、契約交渉、契約書作成、金銭のやり取りは行いません。
- ・契約や交渉は、利用希望者と所有者の責任で行ってください。
- ・修繕費、残置物処分費、登記費用、設備更新費用などの負担は、事前に必ず確認してください。
- ・今後のトラブル防止の観点からも、契約内容は口約束だけで進めず、専門家に依頼するなど、必ず書面で確認してください。
- ・地域によって、清掃活動、草刈り、祭り、会合、防災活動などがあります。入居後は地域との関係づくりの徹底をお願いします。
- ・近隣住民や地域とのトラブルが確認された場合、物件紹介や交渉を中止する場合があります。

空き家を登録したい所有者様の流れ

STEP 01

役場へ相談

空き家を貸したい、売りたい、活用したい場合は、仁淀川町役場企画振興課へご相談ください。

STEP 02

現地立ち会い確認

所有者様と役場担当者が立ち会い、建物の状態、登記、所有者、相続、修繕の必要性、残置物、貸す範囲・売る範囲などを確認します。必要に応じて、写真や動画の撮影を行います。

STEP 03

登録可否のご案内

建物の老朽度、地理的状况等をもとに登録可否をお伝えいたします。

可能 登録申請

要項をご理解いただき、各種申請書類提出願います。

不可 お断り

除却を含めた補助金活用のご案内

STEP 04

空き家バンクへの登録・公開

所在地、取引条件、建物状態、設備、修繕箇所、周辺環境、所有者の希望条件などを整理します。内容確認後、仁淀川町空き家バンクに物件情報を公開します。問い合わせがあった場合は、役場を通じて内覧や交渉の調整を行います。

STEP 05

契約

町は不動産の仲介、契約交渉、契約書作成、金銭のやり取りは行いません。契約や交渉は、利用希望者と所有者様との責任で行ってください。契約の成立・不成立にかかわらず、交渉結果を役場へご連絡ください。

空き家を利用したい利用者様の流れ

STEP 01

空き家バンク利用者登録

仁淀川町空き家バンクに掲載されている物件情報を確認します。
気になる物件がある場合は、仁淀川町役場企画振興課へお問い合わせください。問い合わせ時には、空き家バンク要項をご理解いただき、各種申請書類の提出をお願いします。

STEP 02

内覧日の調整

希望物件、利用目的、移住・入居希望時期などをもとに
役場担当者が所有者等と調整し、内覧日を決定します。
日程調整に時間がかかる場合があります。
物件の状態や所有者の意向により、紹介や内覧ができない場合がございます。

STEP 03

物件を内覧

現地で建物の状態や周辺環境を確認します。雨漏り、床・壁の傷み、水回り、電気、ガス、水道、トイレ、風呂、残置物、駐車場、進入路、近隣との距離、地域活動などを確認してください。

STEP 04

所有者と直接交渉

内覧後、交渉を希望する場合は役場へお伝えください。
所有者が了承した場合、利用希望者と所有者をおつなぎします。
家賃・売買価格、契約期間、修繕費用、残置物処分、入居時期、駐車場、庭・畑の利用、ペット、DIY、事業利用、地域活動などについて、所有者と直接確認してください。

STEP 05

契約

町は不動産の仲介、契約交渉、契約書作成、金銭のやり取りは行いません。契約や交渉は、利用希望者と所有者様との責任で行ってください。契約の成立・不成立にかかわらず、交渉結果を役場へご連絡ください。